

新予防給付ケアマネジメント事業所の承認について

1 新予防給付ケアマネジメント承認とは

介護保険認定者の要支援1、2の者のケアプランについては、地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に委託を行うことができるが、毎年度、委託先については市に申請書を提出し、適当な事業所については承認通知書を送付するとともに、地域包括支援センターに通知を行っている。

※関連規定：【熊本市地域包括支援センター運営協議会運営要綱第2条第3号】

支援センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定に関する事

2 申請書による確認のポイント

(1) 都道府県等（本市）が実施する介護予防支援ケアマネジメントに関する研修（熊本県では「介護予防支援ケアマネジメント従事者研修」で実施）を受講した介護支援専門員が所属していること。

(2) 居宅介護支援の業務が適正に行われていること。

直近3ヶ月間の居宅介護支援件数のうち適正にケアマネジメントされた割合（全件数のうち運営基準減算の対象となる件数を除いた割合）が6割を超えること。

(3) 前年度中に国、県等の指導を受けていない、又は指導事項について改善を行っていること。

3 課題

一度承認した事業所についても、毎年度申請・承認の手続きをしているため、事務的に煩雑になっている。

また、政令指定都市に移行後、居宅介護支援事業所の指定・変更・更新等の手続きは、県から本市に権限移譲されていることから、上記2-(1)、(2)、

(3)については、当課において把握できる状況にある。

4 今後の方針

○次年度以降の申請については届出制とする。

○ただし、届出にあたっては、2-(1)～(3)の誓約書を提出させる。

○変更があった場合は変更届を、2-(1)～(3)の要件を満たさなくなった場合は、廃止届を提出させる。

○運営協議会では選定の仕組みについて審議を行うものとし、事業所の承認は熊本市において行う。